

## 令和4年度 第1回 市民参加推進・評価委員会 会議録

### 1 日時

令和5年3月14日（火）15時～17時30分

### 2 場所

宮代町役場2階204会議室

### 3 出席者

委員：菊地委員、佐藤委員、福井委員

事務局（企画財政課）：菅原課長、飯山副課長、宮下主幹、大越主査

### 4 開会

事務局（飯山副課長）より開会及び事務連絡を行った。

#### （1）町ホームページ委員情報の更新について

本会議終了後、早々に更新することを確認した。

#### （2）会議の成立について

会議の成立を確認した。

#### （3）会議資料について

委員名簿、次第、資料が揃っていることを確認した。

#### （4）会議の公開について

会議は公開とし、傍聴は可能とすることを確認した。

#### （5）会議録の作成方法について

要点記録とし、発言には委員名及び事務局職員名を記載することを確認した。

### 5 任命書の交付

町長より委員3名に任命書を交付した。

### 6 あいさつ

町長挨拶

### 7 自己紹介

委員及び事務局職員の自己紹介を行った。

### 8 委員長の互選について

事務局（大越主査）から資料「次第5 委員長の互選について」の説明を行った。

次回の会議にて、委員長及び職務代理者を決定することとした。

## 9 宮代町の市民参加制度の概要について

事務局（大越主査）から資料「次第6 宮代町の市民参加制度の概要について」の説明を行った。

佐藤委員 : 3ページの市民参加手法の概要について、それぞれ条例の抜粋であれば、該当する条項を記載してください。また、4ページの市民参加に関する提案の説明の中に「提出された提案は」とありますが、「提出された案は」ではないでしょうか。

飯山副課長 : ご指摘いただいた点を修正し、会議録とともに公開します。

福井委員 : 本来は市民が自分たちの町のことを考えて行政活動に参加し、それを町が認めていくことになると思いますが、条例や資料を見ていると、形式的で市民が気軽に参加しようという気持ちにならない気がします。審議会や登録制度は、これまで市民参加に関わったことのない人が市民参加をするにあたりハードルを上げている感じがするので、もう少し柔軟に参加できる仕組みにしないと参加する人がいなくなってしまうと思いました。また、市民参加と議会の関係性を教えてください。

菅原課長 : 宮代町の市民参加の実態としては、子どもからお年寄りまで参加できる環境となっています。ワークショップなどもそのひとつです。ただ、その基礎となる部分をしっかりしておかないと、実施にあたりバラツキが出てしまうので、一定のルールを条例で定めています。ここでは、基礎の部分の説明とさせていただき、このあと実態について説明します。

佐藤委員 : 今回の資料は条例の抜粋が多く、市民にとっては難しい印象を受けます。言葉を砕いたり表現を工夫したりして、市民に分かりやすく案内できるとよいと思います。そうしないと結果的に条文を読まなくなり、委員の成り手もいなくなるといった悪循環にもなってしまいます。

菅原課長 : 議会については、二元代表制なので、町の方向性を決めるときには議会の議決が必要となります。また、市民はまちづくりの主体として、議員は市民の代表として、市民と議会と行政はそれぞれに役割があり、理解し合いながらまちづくりを進めていくことが重要となっています。

佐藤委員 : 位置付けという点では、まちづくり基本条例の概要と市民参加条例との関係性の説明があると分かりやすいと思います。

菅原課長 : 先ほどの市民参加と議会のご質問は具体的にどのようなことでしょうか。

福井委員 : 市民からの提案は誰に言えばよいのでしょうか。地域の議員でしょうか、ワークショップや審議会に参加すればよいのでしょうか。

- 菊地委員 : 国、県、市町村と三層構造になっていて、基本的には代議制民主主義なのでチャンネルとしては議員が多くなります。ただ、市町村の場合は議員だけではなく、市民参加などによる市民の意見も大きく影響してくるのだと思います。
- 福井委員 : 自治会の樹木の伐採などは、自治会長として役場の担当課に要望したことがあります。議会の窓口は通していません。こういう場合にこういう窓口という使い分けが曖昧になってよくわかりません。
- 佐藤委員 : 菊地委員の話については、もともと市民がやることで仕事などがあってできないから行政にやってもらっていて、意見については自分たちで会議ができないから代議制というかたちでやってもらうというのが始まりだと思います。国などとの関係性ではなく、もともとは憲法13条にあるように個人となります。そこを考えたほうがよいと思います。
- また、福井委員の話については、自治会で問題が起きたとして、窓口はどこらでもよいと思います。議員から担当課、直接担当課に言っても最終的には担当課が対応していくこととなります。その部分をやりやすくしていくのが行政の仕事だと考えていますが、事務局はどうでしょうか。
- 菅原課長 : そのとおりです。特にルールはなく、どなたから言っていただいてもかまいません。議員や区長、民生委員など、地域や地区の代表の方から届くこともありますし、近所の方や個人から届くこともあります。どこから町に届いていて同じ話が届くことも日常茶飯事です。
- 菊地委員 : たくさんの市民の想いが込められた市民参加制度を伝えるルートをより広報できればよいと思います。議員や職員数が減らされている中で、地方自治には特に市民参加の部分が重要になると思います。
- 菅原課長 : 宮代町が市民参加に力を入れるようになった流れですが、少子高齢化が進むにつれて、各自治体でさまざまな課題が出てきました。そうした課題に中央集権的に対応していくのが難しくなり、地方分権ということで権限を各自治体に下ろすので、市民と一緒にあって課題について考えていこうとかたちになりました。そのためには、市民と一緒に取り組む最低限のルールがないといけないということで、市民参加は進んでいましたが、このような条例をきちんと整備し、市民とともにより積極的にまちづくりを進めていくこととなりました。
- 菊地委員 : その市民参加の評価や推進をしていこうというのがこの委員会でよいのでしょうか。
- 菅原課長 : そうなります。ズームやスマホで会議に参加できるとよりいろいろな意見が聞けたり時間が無い人も意見が出せたりするようになりますねといった提案などをいただければと思います。

- 佐藤委員 : 子どもがいる人などは、ズームでの参加が認められれば、家からでも参加できるようになります。
- 菅原課長 : そのような提案をいただき、それをやるともっと良くなるといった取組を町全体に広げていけるとよいと思います。
- 佐藤委員 : 職員と市民では見る角度が違うので、行政の参考になると思います。カバ一的な意見があれば問題になる前に手を打つこともできます。本当は女性の意見などももらえるとよいのですが。
- 菅原課長 : 一方で、行政側からも理解していただきたい部分があります。宮代町の職員数は少なく限られているので、何でもかんでもできるわけではありません。そのため、取捨選択をしながらやっていくこととなります。
- 佐藤委員 : 最初の話に戻りますが、宮代町の市民参加制度は初めて見る人にはよく伝わらないと思います。傍聴も躊躇してしまいます。応募も年1回では足りません。誘ってみても通じないのは、町のアナウンスが足りていないということです。これは各審議会共通の反省材料だし、宿題でもあります。結果的に市民が参加して、課題が減れば、行政の仕事も減ることになります。
- 福井委員 : 公募委員登録制度は13人の登録とありますが、どういう人たちなのでしょう。
- 菅原課長 : 市民参加の情報があれば声をかけてくださいねと事前に登録していただいている方となります。登録者が増えたり減ったりするのは、市民参加を通して、今度は主体的にまちづくり活動を担うようになったりと抜けていくことがあるためです。
- 佐藤委員 : 別の問題として委員の兼任数の上限もあります。一方で、高齢化が進んでいて、いくつも兼任できない状況にもなっています。そういった理由で登録できない人もいると思います。各審議会のベースの部分の改善も必要となります。
- 菊地委員 : 宮代町はそういう意味では力を入れていると思います。
- 佐藤委員 : 制度や実態はありますが、きちんと運用ができていないと思います。職員の人事異動や理解不足など、そもそも、まちづくり基本条例を知らない職員がたくさんいます。

## 10 市民参加推進・評価委員会の概要について

事務局（大越主査）から資料「次第7 市民参加推進・評価委員会の概要について」の説明を行った。

菊地委員 : 会議の成立について、委員の3分の2以上の出席ということは、1人欠席

でも成立するというのでしょうか。

飯山副課長：現在の委員数が3人なので、1人欠席でも成立はすることになります。

菊地委員：追加募集は来年度考えているのでしょうか。

大越主査：委員の皆さんとともに検討していきたいと考えています。

佐藤委員：会議は2人でも成立しますが、議長を除くと1人の意見で議事を決定することとなりますがよいのですか。

大越主査：1人欠席でも会議は成立することとなりますが、ご応募いただくにあたってお示ししていますように、最低人数3人で、委員の皆さんの意見により進めていく合議制の会議というところもありますので、何か議事を決めるときには、3人いらっしゃる中で決めていただきたいと考えています。

佐藤委員：そうなる、ズームでの参加を可能とした方がよいと思います。

菊地委員：会議の運営について、平日の日中とありますが、私は時間外でもかまいません。

福井委員：私もかまいません。

佐藤委員：この中では大丈夫かもしれませんが、今後、傍聴も含めていろいろな人を入れるにあたってどうしますか。他の審議会では午後7時からやっているところもあります。

大越主査：会議の時間帯については、夜間の方が参加しやすい方もいれば、他の会議では、主婦層の方は夜間の参加が難しいとも聞いています。こちらも皆さんとともに、運営のしやすさなどを踏まえて検討し、設定させていただきたいと考えています。ただ、委員の募集をかけさせていただくときに平日の日中と設定したところがありますので、今回はこの時間帯での掲載となっています。

菊地委員：時間帯は規則等で決まっているのですか。

大越主査：規則等では決まっていません。

菊地委員：それであれば、柔軟に対応してよいと思います。

佐藤委員：委員会の目的に市民参加の実効性の確保とありますが、数年間は会議を開いてないので、町として評価検証ができていませんし、検証が必要となると思います。また、会議の運営について、議長はどのような立場を想定しているのですか。意見は言えないのですか。

大越主査：議長については、これまでの会議を参考にしますと、議事として上がっているものに関しては、主に進行役に回っていただき、議論がうまくかみ合わなかったりしたときに、ご自身の意見を言いつつ調整をしていただく立場になります。議事ではないその他の事項での意見交換の際は、自由に発言などしていただいています。また、議長については、追加募集などで新たに委員になった方に対して、市民参加の概要など、今回事務局が説明し

ている内容をお話しいただいているときもありました。

佐藤委員 : その説明資料の作成については、議長に大きな負担とならないよう町で検討してほしいです。

大越主査 : 調整は一緒にさせていただきます。

佐藤委員 : 実効性の確保ができていないことについての反省はありますか。

菅原課長 : 令和2年度、3年度は、委員会の募集をかけましたが応募者が少なく最低人数が集まらなかったため、2年間開催してきませんでした。そのため、町が行った市民参加の情報は、フィルターを通さずそのまま外に出ている状態でした。その間に市民の方からご指摘もいただいていたので、今回、募集期間を長く取り、3人集まらなければ身近な団体などにも声をかけてみて何とか会議を開こうとしていたところ、皆さんに集まっていただくことができました。ここからは危機感を持ってやらせていただきたいと思います。

佐藤委員 : 応募者がいないにもかかわらず、年1回、町ホームページと広報で募集をかけてきただけでした。何とか開催したいと思うのであれば、複数回募集をしたり声かけしたりすることもできたはずですが、もっと柔軟に考えてもらいたいです。

菊地委員 : 応募がなかったときの募集をかける時期はいつでしたか。

佐藤委員 : 2月にかけています。例えば、3年度の委員の募集は2年度の2月となります。

福井委員 : 公募委員登録者には声をかけたのですか。

菅原課長 : 声はかけていますが、会議の重なりや興味関心により手が上がらない状況です。

佐藤委員 : この委員会は何をやるかが一番分かりづらいです。どうすれば町民に分かってもらえるかを内部で検討していただきたいです。

## 1.1 令和5年度市民参加計画について

事務局（大越主査）から資料「次第8 令和5年度市民参加計画について」の説明を行った。

福井委員 : 計画に掲載されている各項目はどのような基準で決められているのですか。

大越主査 : 1年間の計画として、まずは時期や概要、対象、担当課などの最小限の情報を市民の皆さんに提供させていただくものです。各事業の詳細などは、各月の広報紙や町ホームページにて公表しています。

福井委員 : どうしてワークショップがこの3つ、ボランティアがこの7つと決まって

いるのですか。項目の出入りなどについても教えてください。

大越主査 : 計画をつくるにあたっては、毎年、事務局の方から各課に来年度の市民参加の予定について照会をかけ、取りまとめて一覧にしています。年度によって、市民の皆さんとともに進める事業の継続、新設、終了といった動きがあるので、それに合わせて計画の掲載事業も変わっています。

福井委員 : 行政の中で年間の予定をピックアップしたものと捉えてよいのですか。

大越主査 : そうなります。

佐藤委員 : 来年度の第1回会議においても、今の回答などを分かりやすく資料に載せていくことが大事になります。次回、この会議の振り返りを行うときには、例えばメールを前提にすると、計画の各事業をクリックすると、町ホームページの各担当のページで詳細が見れるといった工夫ができるとよいと思います。こういった経緯でワークショップをやることになって、具体的にこのように実施したというのが分からないと検証や検討ができません。

菅原課長 : 現時点で決まっているものがこれですよということです。いくつか手法がある中で、事業をするにあたり市民の声を聞く一番よい方法を各課で考えて決めています。

福井委員 : この資料を見たときに審議会やパブリックコメントと書かれると、既に内容が決まっていて、一般の人は市民の意見は反映されないものだと思ってしまいます。ワークショップやボランティアにしか目がいきません。

佐藤委員 : 先ほどの市民参加制度の手法の説明と合わせて計画の説明をした方が分かりやすかったかもしれません。

菅原課長 : 反映という意味では、手法による効果はほとんど変わりません。そのときに何が適しているかを考えています。

福井委員 : パブリックコメントは出しても反映してもらえないと思っています。

菅原課長 : そう見えてしまっているのは申し訳ないですが、いただいた意見によって内容は変えています。

福井委員 : きちんと変えていることを市民に伝えた方がよいと思います。

## 12 今後の予定について

事務局（大越主査）から資料「次第9 今後の予定について」の説明を行った。

佐藤委員 : 評価検証については、令和4年度だけではなく、これまでにこの委員会を通っていない元年度から3年度分もまとめてやるべきです。実績報告書はできているはずですから。また、この予定は6月に1回しかやらないということですか。

- 大越主査 : まずは、令和5年度の第1回市民参加推進・評価委員会までの予定を出させていただきました。6月に1回やっていただき、進捗や意見交換の状況によって2回目をどうするかを皆さんとともに検討していくこととなります。
- 佐藤委員 : 本日の会議で出た問題などについては、6月の会議の前にやっておかないと積み残しになってしまいます。
- 菅原課長 : 意見交換しながら進めていければよいと思いますが、現時点で返事はできません。評価検証をこのタイミングでやる理由については、4年度分は公表される前に皆さんでもんでもらいたいためです。ただ、元年度から3年度までは既に公表されているものなので対象からは外しています。
- 佐藤委員 : 公表されているかもしれませんが、5年度以降の参考となるのであればやるべきです。
- 菅原課長 : 皆さんが評価検証をするということで、既に公表されているものであれば同時に出すことはできますが、それでよろしいですか。
- 菊地委員 : 何もできないかもしれませんが、知っておくことは大事なことなのでやる方向でよいのではないのでしょうか。
- 福井委員 : これは提案となりますが、今後、こども家庭庁ができるにあたり、宮代町の子どもたちの意見が反映できる仕組みをつくれればよいと考えています。
- 菅原課長 : 町でも子どもの意見を取り入れていくことが制度化され、どのように進めていくかは検討中です。ある程度形ができたならお示しします。

### 13 その他

事務局（飯山副課長）より事務連絡を行った。

#### （1）次回の会議について

次回6月の会議の開催にあたっては事務局から日程調整の連絡を行うこととした。

- 佐藤委員 : 次回会議は6月になるのでしょうか。それよりも早くやるべきです。
- 菅原課長 : 各課からの資料が揃わないため、6月を予定しています。
- 佐藤委員 : 評価検証は6月でもよいですが、本日出た宿題などについて早めに振り返りがないといけません。
- 菊地委員 : 公募の追加はしないのでしょうか。
- 菅原課長 : そういったことを含めて6月の会議で皆さんに話し合っていたかどうかです。



- 佐藤委員 : 公募についてはどのように考えているのでしょうか。
- 菅原課長 : 3人でよいというのであればこのままで、募集するというのであれば次の広報で募集します。
- 菊地委員 : 委員は多い方がよいと思います。
- 佐藤委員 : 募集の仕方を検討してもらわないといけません。
- 菊地委員 : 会議も募集も並行して進めてほしいです。
- 福井委員 : 委員長を決めるときには、新しく公募で入ってきた人を含めて、このような会議ではなく、食事会などで交流してから決めるといったプロセスの方がよいと思います。
- 菅原課長 : それについては想定していませんでしたので、考えさせてください。
- 飯山副課長 : いずれにしましても、次回開催する際は別途日程調整をさせていただきます。

#### (2) 参考（広報みやしろ3月号について）

広報みやしろ3月号の5ページに令和5年度市民参加計画とまちづくり基本条例の概要を掲載していることを報告した。

- 佐藤委員 : 広報については、公共施設や駅に置かれていない状況が続いています。何年も前から言っていますが、各課の重要な情報が載っているのですから補充するようにしてください。

#### (3) 委員の皆さんより

- 佐藤委員 : ズームの件はどうなるのでしょうか。
- 菅原課長 : この会議については今回から対応しています。
- 佐藤委員 : ズームでも出席扱いになるのでしょうか。
- 大越主査 : この会議においては出席扱いとなります。

以上